

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 7 月 30 日

株式会社 LASSIC

代表取締役社長 若山 幸司

問合せ先： 執行役員コーポレート本部長 白石 孝太郎

0857-54-1070 URL : <https://www.lassic.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は継続的な事業成長を通じて、ステークホルダーの信頼と期待に応えるためには、法令及び社会倫理の遵守並びに透明性・健全性の高い企業経営を行うことが重要であると認識しております。そのため、経営の意思決定の効率化を促進すると同時に、取締役会及び監査役制度を基軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築し、リスク管理並びに監督機能の強化を行っております。また、経営層のみならず全社員へのコンプライアンスの浸透に努めており、この取組みにより、ステークホルダーに対して誠実かつ健全性の高い事業運営が実現できるものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
若山 幸司	1,070,000	33.65
株式会社レジョイス	1,000,000	31.45
西尾 知宏	790,000	24.84
鎌田 和彦	270,000	8.49
株式会社S・M・R・T	30,000	0.94
関根 隆行	10,000	0.31
牛尾 昭昌	10,000	0.31

支配株主名	若山 幸司
-------	-------

補足説明

株式会社レジョイスは、当社の代表取締役である若山幸司とその近親者が議決権の100%を保有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	4月
業種	情報通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を原則行わない方針ですが、取引が発生する場合は、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議したうえで意思決定を行う方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武林 聡	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
武林 聡	—	—	上場会社を含め、多くの事業会社で 経営者として培われた豊富な経験 と高い知見を有していることから、 客観的かつ中立の立場での助言・提 言を期待できると考え、社外取締役 に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査を効率的に進めるため、内部監査担当者及び監査法人から監査実施結果の報告を受ける等、情報交換を密に行っております。また、監査役、監査法人及び内部監査担当者は、三様監査連絡会を実施し、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について順次報告をし合い受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦川 絵里子	公認会計士													
池原 浩一	公認会計士													
加藤 淳也	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
浦川 絵里子	—	—	公認会計士としての高度な専門知識と経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。
池原 浩一	—	—	公認会計士としての高度な専門知識と監査役としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。
加藤 淳也	—	—	弁護士としての高度な専門知識と監査役としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切なお助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。 取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2023年7月27日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額100,000千円以内、2026年2月25日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内と決議されております。 当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会に一任されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会から委任を受けた代表取締役の若山幸司が担当職務の貢献度と業績を総合的に勘案した報酬案を取締役会へ上程し、合議の上、報酬額を決定しております。 当社の取締役の報酬等は、固定基本報酬と業績連動報酬により構成されており、その支給割合の決定方針は、取締役会で決議された取締役報酬制度に定めております。取締役の固定基本報酬は、それぞれの役位と前期実績における売上と利益の企業水準を勘案して決定し、年額を12で除した金額を毎月支給しております。また、業務執行取締役の業績連動報酬は、各会計年度の業績成果から評価を行い、取締役報酬制度に定めた報酬マトリクスに従って算出し、固定基本報酬と同様に、算出した金額を12で除した金額を毎月支給しております。 監査役は、株主の付託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査職務を負っていることから、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議に基づく適切な水準の報酬としております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会等の会議資料を事前に送付し、重要な議案等に関しては必要に応じて内容説明を事前に行うなど、十分な情報提供と円滑な審議に資するべく努めております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1 取締役会 当社の取締役会は、代表取締役社長若山幸司が議長を務め、取締役西尾知宏、社外取締役武林聡の計3名で構成されております。合理的かつ迅速な経営の意思決定を行う事を目的に毎月1回の定時取
--

締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、取締役会には監査役3名も出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて意見を述べております。

2 監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤の浦川絵里子が議長を務め、非常勤の池原浩一、加藤淳也の社外監査役3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会の運営状況や取締役の職務執行状況等の監督及び監査に関する重要な事項の協議・決定をしております。また、常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧、また各部門への往査・ヒアリングを実施するなど、監査の実効性確保に努めております。

3 内部監査

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役より指名を受けた内部監査担当者2名が、内部監査規程及び内部監査計画に基づいた内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告しております。また、三様監査連絡会を実施し、監査役及び監査法人と適宜情報交換を行っており、監査の有効性及び効率性を高めております。

4 経営会議

経営会議は、取締役会が選任した代表取締役社長若山幸司が議長を務め、取締役西尾知宏、社外監査役浦川絵里子及び執行責任者4名の計7名で構成しており、毎週2回開催しております。職務権限上の決裁を行うことに加え、業績報告、業務執行に関する情報共有の場として機能しております。会社としての課題及び解決について認識を共有することで業務執行の迅速化を図っております。

5 リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンスに関する重要事項の審議と方針決定を行うため、代表取締役社長若山幸司を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は委員長のほか、取締役西尾知宏、社外監査役浦川絵里子、執行役員1名及び適宜必要な関係者で構成しており、四半期に1回以上開催し、リスクマネジメント体制の維持並びにコンプライアンス活動の一元管理を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会及び監査役会を設置しておりますが、取締役会にて迅速かつ機動的な意思決定を行う一方、社外監査役によって構成されている監査役会にて、客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会における株主のみなさまの議案に対する十分な検討時間を確保すべく、出来るだけ早期の招集通知発送に努める方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主が株主総会に出席できるよう、株主総会開催日を決定する方針であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家のみなさまをはじめ全てのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示、説明責任を果たすことは上場企業の責務であると考えております。当社ホームページに IR 専用ページを設け、当社の経営・事業活動について積極的に開示する方針であります。
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に開設している IR 専用ページにて掲載いたします。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署とします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンスマニュアル」に基づき、株主、お客様、従業員等、全てのステークホルダーの立場を尊重し、健全性及び透明性をもった経営を行うことが重要であると認識しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しております。当社ホームページ並びに決算説明会等を通じて積極的に情報提供を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく業務の健全性及び適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる経営理念及びコンプライアンス方針を定める。

(2) 当社の取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。

(3) 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告する。

(4) 当社は、内部通報規程を制定するとともに、当該制度により不正行為等の防止及び早期発見を図る。

(5) 当社の監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役会は、文書管理規程等の文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務執行に係るリスクとして、以下の①～⑦のリスク（カテゴリー）を認識する。

① 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスク

② 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

③ 情報セキュリティリスク

不適切な情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク

④ コンプライアンスリスク

内外の法令・規制・社会規範の順守を怠ったため罰則又はクレーム・訴訟を受けるリスク及び必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなるリスク

⑤ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク

⑥ イベントリスク

自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により生じるリスク

⑦ 風評リスク

マスコミ報道、風評、風説等により当社の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク

(2) 当会社の取締役会は、リスク管理体制の基礎として、リスクカテゴリー毎にリスク管理方針を定める。

(3) 当会社の取締役会は、リスク管理方針に則り、リスクマネジメント・コンプライアンス規程等の関連規程を整備し、リスク管理担当役員の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める体制を整える。

(4) 当会社の取締役会は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理の実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。

(5) 当会社の取締役会は、リスク管理統括部署を設置し、全社のリスク管理体制や関連規程の整備及び研修を行う。また、各部署にリスク管理担当者を配置し、各部署での損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止めるためのリスク管理の実践と研修を行う。

(6) 当会社の取締役会は、方針の有効性・妥当性及び体制の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当会社の取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標を決定、効率的な経営資源の配分を行う。

(2) 当会社の取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。

(3) 当会社の取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。

(4) 当会社の取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置させる。

(5) 当会社の取締役会は、取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規程に定め、明確化する。

(6) 当会社の取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当会社の取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針及びコンプラ

イアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝える。

(2) 当会社の取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。

(3) 当会社の取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス体制や関連規程の整備及び研修を行う。また、全部署にコンプライアンスオフィサーを配置し、各部署でのコンプライアンスの実践と研修を行う。

(4) 当会社の取締役会は、内部通報の調査体制及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接通報できる内部通報制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署からリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告する。

(5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告する。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。

(2) 監査役及び内部監査人は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 当会社の取締役会は、監査役から要請があった場合には、必要な使用人を配置する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項は、事前に監査役の同意を得るものとする。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有するものとし、監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役及び使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項を発見次第直ちに報告する。

① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

② 会社の業務又は財産に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財産上の事実

(2) 監査役は、必要に応じいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。

(3) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関して報告を求められた場合、遅滞なく報告する。

(4) 内部監査人は、認識するリスクに対して内部監査人による内部監査を行い、その結果を監査役に報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いの禁止し、その旨を周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きについては、監査役の請求に従い円滑に処理を行う。

(2) 監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を負担する。

(3) 監査役がその役割及び責務に対する理解を深めるため必要な知識や適切な更新等の研鑽に適合した研修等にかかった費用について負担する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、会計監査人及び内部監査人と緊密な連携を図るとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。

(2) 監査役は、代表取締役と定期的に経営情報を共有する機会を持ち、監査上の重要課題、会社が対処すべき課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深め、監査の実効性を確保する。

(3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受けることができる。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。

(2) 内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法及び関連法令等の適合性を確保する。

14. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(2) コーポレート本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

15. 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証するための内部監査体制を内部監査に関する社内規程に定める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (2) コーポレート本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

V. その他

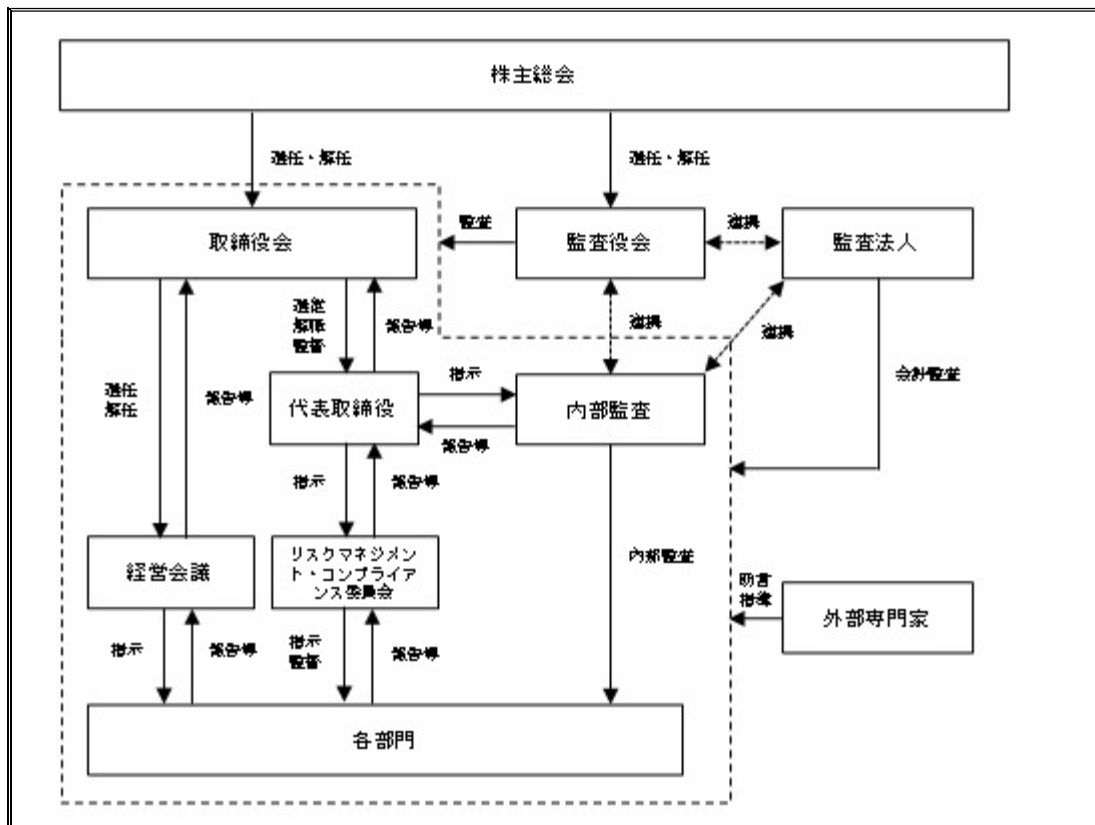
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

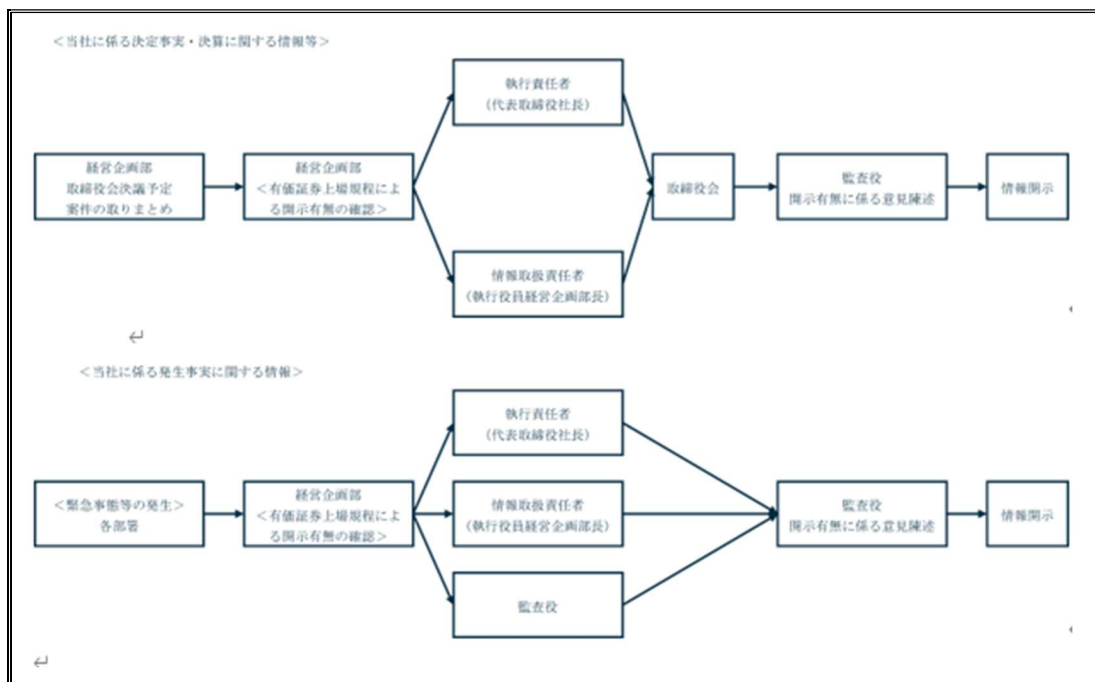
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要に関する模式図を参考資料として記載しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上